

換地処分に伴う登記事務の停止のお知らせ（令和7年2月26日）

下記の区域について、土地改良法による換地処分に伴う公告がなされたので、不動産の登記につきましては、換地処分の登記が完了するまで事務を停止いたします。

なお、御不明な点がございましたら、当局登記部門までお問合せください。

【事務停止区域】

- ・雨竜郡秩父別町字秩父別の一部
- ・雨竜郡妹背牛町字妹背牛の一部